

第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務プロポーザル実施要領

この要領は、本町が実施する「第10期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務」（以下「本業務」という。）の受注者を選定するにあたり、本業務に係る企画・運営力、見識、意欲、専門性等について能力を評価し、適切かつ誠実に業務を遂行できる事業者をプロポーザルにより選定するため、必要な事項を定めたものである。

（参加条件）

第1条 本業務に係るプロポーザル参加者に必要とされる参加条件は、次のすべてを満たすものとする。

- (1) 令和7年度の島本町入札参加資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 令和元年度以降に地方公共団体における高齢者保健福祉計画又は介護保険事業計画の策定に関する業務（調査実施のみを除く）を受注し、業務完了した実績を有していること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生又は再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者、また、島本町暴力団排除条例（平成26年条例第8号）第2条第1号から第3号に掲げる者でないこと。

（募集方法）

第2条 本業務において、プロポーザルの募集告知は、町ホームページ上に次の事項を示した募集要項等を掲載することにより行うものとする。

- (1) プロポーザルを求める業務の概要
- (2) 日程
- (3) 提出書類
- (4) 選定基準
- (5) その他

（参加表明書及びプロポーザルの受付期間）

第3条 参加表明書（様式1）の受付期限は、募集要項に記載するものとする。なお、参加表明書と併せて、誓約書（様式2）を提出するものとする。

2 プロポーザルに関する質疑は、書面により行うものとする。（様式3及び様式4）

（プロポーザルの内容）

第4条 提出を求めるプロポーザルの内容は次のとおりとする。

- (1) 企画提案申請書（様式5）

委託業務全般に関する企画提案書を添付すること（任意様式）

- (2) 業務実績書（同種業務・類似業務）（様式6）
- (3) 本業務の実施体制について（様式7）
- (4) 本業務の総括責任者及び担当予定者の主要業務実績、経歴、資格等（様式8）
- (5) 事業実施スケジュール（任意様式）
- (6) 詳細な内訳がわかる見積書（任意様式）
- (7) その他

（プロポーザルの審査及び事業者の選定）

第5条 プロポーザルの審査及び事業者の選定（以下「審査等」という。）は、「島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画策定業務プロポーザル審査会」において実施する。

- 2 プロポーザルの審査に係る実施日時等については、別紙（様式9）により提出者に通知するものとする。
- 3 審査等の実施にあたっては、提出者に対するヒアリングを実施することができる。

（審査結果）

第6条 審査等の結果については、別紙（様式10及び様式11）により提出者に通知するものとする。

（留意事項）

第7条 プロポーザルの実施にあたり提出された書類及びその内容は、提案者に無断で審査等以外の目的に使用しないものとする。ただし、情報公開請求があった場合には、「プロポーザル方式による事業者選定における情報公開の基準」に基づき、公開の対象となるものとする。

（契約方法）

第8条 審査等の結果、選定された事業者（以下「実施事業者」という。）から提出された見積書を精査した後、実施事業者と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に基づく随意契約を行うものとする。

（事務局）

第9条 この要領に基づく事務は、健康福祉部高齢介護課において行う。

附 則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和7年7月1日から施行する。

（この要領の失効）

- 2 この要領は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。